

富士見市長交際費の執行に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、富士見市長（以下「市長」という。）の交際費を適正に執行し、かつ、支出の透明性を高めるため、必要な事項を定めるものとする。

(交際費の定義)

第2条 この要領において交際費とは、市長が市を代表し、行政執行上必要と認める外部との交際のために要する経費をいう。

(支出基準)

第3条 交際費は、次の各号に掲げる区分に応じ、支出するものとする。

- (1) 慶祝 結婚式、発表会等、大会・地域行事等
- (2) 弔慰 香典、花輪、生花
- (3) 会費 飲食等を伴う総会、新年会、忘年会、地域祭典、祝賀会等
- (4) 見舞い 病気、災害等
- (5) 餞別 全国大会出場、海外協力・派遣研修
- (6) その他 記念品・土産、行政懇談等、市長が必要と認めたもの。

2 前項の区分に応じ、支出については、別表のとおりとする。

3 交際費の執行に当たっては、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額にとどめなければならない。

(職務代理)

第4条 交際費の執行に当たり、市長は、特別職又は部長等をして自己の代理をさせることができる。

(執行状況の公表)

第5条 交際費の執行状況の公表は、当月分を翌月の10日までに市のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

1 慶祝、会費、餞別関係

区 分	支 出 対 象	限 度 額
慶 祝	結婚式（市職員を除く。）	20,000円
	発表会・大会・地域行事等	会費相当額
会 費	総会・地域祭典・新年会・忘年会・祝賀会等	飲食を伴わない場合 0円
		飲食を伴う場合 会費相当額
餞 別	個人（1人）	5,000円～10,000円
	団体（2人以上）	10,000円
その他（記念品等）	社会通念上妥当と認められる額（実費相当額）	

2 弔慰、見舞い関係

区 分				内 訳		
				香 典	花輪等	見舞い
議 員	市議会議員	現 職	本 人	10,000円	○	10,000円
		元 職	本 人	10,000円		
非 常 勤 特 別 職	教育委員・選挙管理委員・監査委員・公平委員・固定資産評価審査委員・農業委員	現 職	本 人	10,000円	○	10,000円
		元 職	本 人	10,000円		
	正副町会長・人権擁護委員・民生委員児童委員・保護司	現 職	本 人	10,000円	○	
	その他各行政委員	現 職	本 人	10,000円		
職 員	市長（現職を除く。）・副市長・教育長	現 職	本 人	10,000円	○	10,000円
		元 職	本 人	10,000円	○	
	管理職・一般職	現 職	本 人	10,000円	○	
他	その他市長が特に必要と認めるもの			10,000円	○	10,000円